（削る）

（削る）

第三款　経営支援部

（海外展開支援室）

第三百四十九条の二　経営支援課に、海外展開支援室を置く。

2　海外展開支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中小企業庁の所掌事務に係る国際協力に関すること。

二　中小企業の海外における事業の展開の促進に関すること。

3　（略）

（経営安定対策室）

第三百四十九条の三　小規模企業振興課に、経営安定対策室を置く。

2　経営安定対策室は、中小企業の経営の安定に関する事務（事業環境部の所掌に属するものを除く。）及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に関すること（同法第五十六条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十八条第一項に規定する連携事業継続力強化計画に関することに限る。）をつかさどる。

3　経営安定対策室に、室長を置く。

第四款　中小企業庁顧問

第三百四十九条の四　（略）

（経済産業省定員規則の一部改正）

第二条　経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

改正後

（本省及び各外局別の定員）

第一条　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	四、六五〇人	
資源エネルギー庁	四二九人	
特許庁	二、八〇〇人	
中小企業庁	二〇一人	
合計	八、〇八〇人	

（電力・ガス取引監視等委員会事務局組織規則の一部改正）

第三条　電力・ガス取引監視等委員会事務局組織規則（平成二十七年経済産業省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

（雑則）

第八条　この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、事務局長が経済産業大臣の承認を受けて定める。

（輸出貿易管理規則の一部改正）

第四条　輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四中「Mineral and Natural Resources Division」を「Mineral Resources Division」に改める。

4　経営安定対策室は、中小企業の経営の安定に関する事務（経営支援部及び財務課の所掌に属するものを除く。）及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に関すること（同法第五十六条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十八条第一項に規定する連携事業継続力強化計画に関することに限る。）をつかさどる。

5　経営安定対策室に、室長を置く。

第三款　経営支援部

（海外展開支援室）

第三百四十九条の二　創業・新事業促進課に、海外展開支援室を置く。

2　海外展開支援室は、中小企業の海外における事業の展開の促進に関する事務をつかさどる。

3　（略）

（新設）

第四款　中小企業庁顧問

第三百四十九条の三　（略）

（傍線部分は改正部分）

改正前

（本省及び各外局別の定員）

第一条　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	四、六三二人	
資源エネルギー庁	四五三人	
特許庁	二、八〇〇人	
中小企業庁	一九五人	
合計	八、〇八〇人	

（雑則）

第七条　この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、事務局長が経済産業大臣の承認を受けて定める。

（傍線部分は改正部分）